

主な掲載内容

- 1. 新体制で農業委員会がスタート
- 2. 令和元年度遊休農地の利用意向調査の結果について
- 3. 再生が出来ない荒廃農地を非農地にする手続きを進めています
- 4. 農地の権利移動(売買・貸し借り)や転用(他の目的に利用)する場合、事前に申請が必要です

1. 新体制で農業委員会がスタート

令和2年7月20日より新たな「農業委員」並びに「農地利用最適化推進委員」で農業委員会がスタートしました。

農業委員は、農業委員会総会に出席し、農地の権利移動や転用申請等の法的審議を行います。

農地利用最適化推進委員は、集落における農業者の話し合いの場作りや、利用意向が確認された農地の貸し借り、売買のあっせん、遊休農地の発生防止・解消、新規参入希望者へのアドバイス等身近な相談員として農地のコーディネーター的な役割を担います。

また、両委員は、互いに連携し合い、日々の現場活動等を通じて農地利用の最適化を推進しています。主な活動内容としては、毎年8月頃の「農地パトロール(農地の利用状況調査、荒廃農地調査)」や毎年11月頃の「遊休農地の利用意向調査」を実施しています。活動する中で、皆さまのお宅へ戸別訪問等を行う場合もありますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

あなたの地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

◆ 農業委員 ◆

推薦(自薦)を経て、市長から任命 ※平成29年度改選より選挙制から公募制へ移行

氏 名	在住地
吉川 淑子	白石
江戸 千佳雄	白石
齋藤 重雄	越河
保科 清八(会長)	斎川
村上 さき	大平
阿部 祥夫(会長職務代理者)	大鷹沢
佐藤 咲雄	大鷹沢
佐藤 良夫	白川
木須 敏文	福岡長袋
佐藤 俊昭	福岡八宮
髙橋 和也	福岡深谷
押野 一郎	福岡深谷(三住)
半澤 幸男	小原





◆ 農地利用最適化推進委員 ◆

推薦(自薦)を経て、農業委員会から委嘱 ※平成29年度改選より新たに設置

氏 名	担当地区
菊地 哲夫	白石
八島 孝夫	越河
佐久間 吉光	越河
遠藤 俊夫	斎川
佐久間 弓男	大平
神尾 貢	大鷹沢
大橋 和夫	大鷹沢
我妻 精一	白川
阿部 耕太郎	蔵王・不忘・川原子・三住
日下 和彦	蔵本・長袋・八宮
山谷 幸典	蔵本・長袋・八宮
日下 静雄	福岡深谷
佐藤 司	福岡深谷
髙橋 典雄	小原

2. 令和元年度遊休農地の利用意向調査の結果について

当農業委員会では、令和元年8月から9月にかけて市内全域に おける農地パトロール(農地の利用状況調査、荒廃農地調査)を実 施しました。

その結果を受けて、令和元年 11 月に両委員で戸別訪問をし(市外在住者は郵送でやりとり)、遊休農地(再生が可能と思われる荒廃農地、低利用農地)の所有者等に利用意向調査(今後の利用予定の調査)を行いました。

利用意向調査では、次の5つの選択肢から回答を選びます。これらは法律に定められた様式(選択肢)となっており、簡単に説明すると、1. 農地中間管理事業を利用する、2. 農地所有者代理事業を利用する、3. 耕作する人を自ら探し売買(貸借)する、4. 自ら耕作する、5. その他、となります。調査結果は、右の【表2】のとおりとなりました。

また、利用意向調査の結果、1. 農地中間管理事業を利用する、2. 農地所有者代理事業を利用する、と回答があった農地は、農業委員会が取りまとめて、それぞれの事業主体である宮城県農地中間管理機構とみやぎ仙南農業協同組合に、農地法第35条第1項及び第3項の規定に基づく通知(貸し付けの申込み)をしましたが、いずれも貸し付けには至っていません。

【 表 2 : 利用意向調査結果 】

本市の農地筆数

(令和元年 11 月末日現在) 38,919 筆上記のうち新たに遊休農地となった筆数 (再生可能な荒廃農地・低利用農地)

112 筆

1. 農地中間管理事業を利用 95 筆

2. 農地所有代理者事業を利用 4筆

3. 耕作する人を自ら探し売買(貸借)

1筆

4. 自ら耕作する

6 筆

5. その他及び未送達、未回答等

6筆



3. 再生が出来ない荒廃農地を非農地にする手続きを進めています

今後守っていくべき優良農地は、遊休化の初期の段階で荒廃を食い止め、担い手等への集積・集約化へつないでいく一方で、<u>再生が不可能と思われる荒廃農地については、農地台帳から外し、非農地(山林・原野)扱いに</u>する手続きを進めています。

これらの農地については、詳細な現地調査を行い、その上で所有者に農地以外の地目(山林・原野)にしてもいいかどうか確認をし(書面にて承諾をもらう)、その後、農業委員会総会において非農地にする決定をします。この決定をすることにより、農地台帳から外れ、固定資産の課税地目も農地以外に変更になります。ただし、<u>法</u>務局の登記地目は、所有者本人が手続きを行わないと変更にならないため、農業委員会が発行する非農地通知書を持って、法務局で手続きをお願いしています。

なお、現在候補地が非常に多いため、今後数年かけて手続きを行う予定です。以下に示すような農地の所有者の方で、大至急非農地にされたい方は、農業委員会にご相談下さい。(毎月開催されている農業委員会総会に、通常の非農地証明願いを申請して非農地にできる場合もあります)

※ 農地を非農地化してしまうと、現在受けている優遇制度(補助金、経営移譲年金、贈与税・相続税の納税猶予等)が受けられなく(効果がさかのぼって波及する場合あり)なる場合がありますので、これらの優遇制度の対象者については、農地の管理にはくれぐれもご注意下さい。

《 非農地判断の対象はどんな農地? 》

- ① すでに山林化・原野化しており、農地に復元するために「開墾に匹敵するような条件整備(※)」を行わないと農地に再生できないもの
 - (※) 伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田) 客土、土壌改良等を<u>総合的に実施する</u>必要がある場合(伐採や抜根のみの場合は該当しない)
- ② ①以外であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの (労力不足は除く)
 - (例) 山林に囲まれているため、根・種子、土砂、水等の侵入等の自然的障害や、日照等・気象等の悪影響により、継続的利用が困難と考えられるもの

ただし、①・②には、

- ・集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は含まれません
- 基盤整備事業等が計画されている農地は含まれません
- 4. 農地の権利移動(売買・貸し借り)や転用(他の目的に利用)する場合、事前に申請が必要です

最近、無断での農地の貸し借りや転用と思われる事案が度々発生しています。

特に、農地の転用については、農業委員会(宮城県)の許可を得ないで行うと、<u>原状回復命令や罰金等が科せられる場合もあります</u>ので、事前にご相談をお願いいたします。

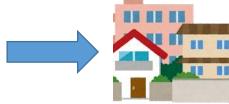
◆農地転用の一例◆

宅地、駐車場敷地、工場敷地、事務所敷地、資材置場、 土場、太陽光発電敷地、植林 など

※ 農地としての耕作目的以外に供するもの







農地に関する手続きのスケジュール

* (土・日・祝日の場合は 翌開庁日) 10 日 添付書類が揃わないと申請 を持って申請して下さい。 を受理できないので、

申請受付締切り

毎月

) 農業委員会総会 (審議

毎月 (土・日・祝日の場合は 翌開庁日) 25 日

年間スケジュール(申請締切り日と農業委 員会総会開催日)は、 市のホームページに

*

▶農地法第三条の許可書・非農地証明書の交付 審議から2日後以降

|利用権設定決定通知書の発送

翌月初旬

相談する前に

・農地の地番や名義人はわかりますか◆

)農地法第四条・第五条の転用許可書の交付

翌月20日過ぎ頃

※ 転用面積が30 a以上の

場合は更に要します。

りではありませんので、ご了承下さい。

なお、添付書類の不足や不備があった場合は、この限

相談したい農地の地番と名義はおわかりですか?

わからない場合は、固定資産税の課税通知書等で確認をしていただき、(又はお持ちになり)ご相談下さい。 また、手放したい場合は、最終的に所有権の移転登記が必要になります。

亡くなった方の名義のままになっていませんか?

事する方 ③20歳以上60歳未満の方 うけていない) ②年間 6 日以上農業に従

●メリット

相続登記をしないと、農業委員会への申請ができず、登記名義の変更も出来ません。世代が代わる 手続きが複雑になり困難を極めますので

料の国庫補助制度あり 2万から6万7千円) ④担い手には保険 ③保険料の額は自由に決められる(月額 控除 ②終身保険で80歳までの保証付き ①支払った保険料は全額が社会保険料 お申し込み・お問い合わせは

農業委員会・JA まで

将来受け取る積立方式(確定拠出型) 自ら積み立てた保険料とその運用益を

ない少子高齢化時代に適した年金

金額が加入者・受給者の数に左右され

加入できる方

次の①から③のすべての要件を満たす

①国民年金第1号被保険者(免除を

担い 手積立年金



編集・発行 令和3年2月18日 白石市農業委員会事務局 白石市福岡長袋字陣場が丘 12-13

FAX 22-1258

22-1256

電話